

議案第177号

平成30年度福岡市市債管理特別会計予算の補正に関する専決処分について

平成30年7月豪雨により生じた被害について緊急に対策を講じるため予算の補正をする必要があったので、平成30年度福岡市市債管理特別会計予算を補正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年7月31日次のように専決処分した。

平成30年度福岡市市債管理特別会計補正予算（第2号）

平成30年度福岡市の市債管理特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ436,926,909千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(1) 市 債		千円 199,702,667	千円 77,333	千円 199,780,000
	1. 市 債	199,702,667	77,333	199,780,000
歳 入 合 計		436,849,576	77,333	436,926,909

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(1) 繰 出 金		千円 121,115,667	千円 77,333	千円 121,193,000
	1. 他 会 計 繰 出 金	121,115,667	77,333	121,193,000
歳 出 合 計		436,849,576	77,333	436,926,909

議案第177号

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年9月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎